

第10号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式（その2）、第6号の2様式又は第6号の3様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）若しくは第6号の3様式（その2）（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第2号 ・ 第3号 」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の10欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額（別表1の5欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4 「試験研究費等の額に係る法人税額の特別控除額②」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の25の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（16））の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	<p>の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額</p>	
5「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
6「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
7「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(ハ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表1の2の④の欄の金額</p> <p>(2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
8「所得金額」(⑥から⑩までの欄)	第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) (イ)において、その事

	<p>金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得</p> <p>(イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。</p> <p>(ロ) ⑩の欄は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。</p>	<p>業年度が1年に満たない場合、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
<p>9 「付加価値額⑪」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式（その2）の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>10 「資本金等の額⑫」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式（その2）の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑫の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>11 「収入金額⑬」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式（その2）の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第2号又は同項第3号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑮の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑰の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑱の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑬の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	

	12「事務所又は事業所」	同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事業税	13「分割基準（単位＝）」	「(単位＝)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	14「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。 (2) 上段の（）内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等（以下「工場である事業所等」といいます。）について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載します。 (3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
	15「分割課税標準額」（⑭から⑳までの欄）	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑨の欄を除きます。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
道府県民税	16「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。
	17「分割課税標準額⑳」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所

廃止された月の前月末現在の従業者数 × $\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

- (3) $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所又は事業所
算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$

2 事業税

- (1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。
- (イ) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。）に按分します。
- なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。
- (ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (イ) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第1項で定めるものを含みます。） 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
- (ii) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みます。）、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業（以下「配電事業」といいます。）及び同項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (一) (ii)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。以下同じです。）と電氣的に接続している電線路（電圧が66キロボルト以上のものに限り、以下同じです。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (iii) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを含みます。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
- (一) (ii)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (ハ) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (ニ) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。
- (ホ) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。
- なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。
- (4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。
- (イ) 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準
- (ロ) 発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(iii)に定める分割基準
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とする

ときは、(4)の(イ)から(ハ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

- (6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ニ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。